

議案第 19 号

日出町手数料条例の一部改正について

日出町手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町手数料条例の一部を改正する条例

日出町手数料条例（昭和 51 年日出町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中第 31 号を削り、第 32 号を第 31 号とし、第 33 号を第 32 号とし、同項に次の 1 号を加える。

（33） 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和 6 年法律第 70 号）第 37 条の規定に該当する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律が全部改正されたため、所要の改正を行いたいの提出する。